



令和4年7月22日
四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第一部会の 審議概要について

令和4年度の四国地方整備局入札監視委員会第一部会(第1回定例会議)を下記のとおり開催しました。

総会では、委員長の選任と委員長代理の指名及び各委員の部会所属の指名が行われました。(別添名簿のとおり)

その後、第一部会の定例会議が開催されました。

審議内容は、令和3年10月から令和4年3月までに四国地方整備局(港湾空港関係は除く)が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が抽出した8件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

審議概要は別添のとおりです。

なお、審議の結果、委員会による意見の具申又は勧告はありませんでした。

記

開催日 令和4年6月22日(水)
場 所 高松サンポート合同庁舎

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)

四国地方整備局入札監視委員会事務局

主任監査官 辻 田 衛 (内線2114)
契約管理官 森 田 義 人 (内線2222)
技術開発調整官 赤 澤 善 樹 (内線3120)

別添

四国地方整備局入札監視委員会名簿

委員会役職	氏 名	職 業	所属部会
委 員 会 長 第 一 部 会 長	やま なか みのる 山 中 稔	香川大学教授	第一部会
委 員 長 代 理 第 二 部 会 長	やま さき やす し 山 崎 泰 志	公認会計士・税理士	第二部会
委 員 第二部会長代理	た だ く に なお 多 田 邦 尚	香川大学教授	第二部会
委 員	うしお ひで たか 潮 秀 隆	弁護士	第一部会
委 員	おか さき み え こ 岡 崎 美 恵 子	公認会計士	第一部会
委 員	かす が かわ みち こ 春日川 路 子	香川大学准教授	第一部会
委 員	くら うち しん や 倉 内 慎 也	愛媛大学准教授	第一部会
委 員	た むら ゆう いち 田 村 祐 一	弁護士	第二部会

(委員は50音順：敬称略)

(注) 第一部会は、港湾空港関係を除くものについて審議する。

第二部会は、港湾空港関係に係るものについて審議する。

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和4年6月22日(水) 高松サンポート合同庁舎 13階 災害対策室					
委員 (部会委員5名)	部会長	山中 稔 (香川大学教授)	敬称略 委員は50音順			
	委員	潮 秀隆 (弁護士)				
	委員	岡崎 美恵子 (公認会計士)				
	委員	春日川 路子 (香川大学准教授)				
	委員	倉内 慎也 (愛媛大学准教授)				
審議対象期間	令和3年10月1日 ~ 令和4年3月31日契約分					
審議案件	総件数 8件(工事 4件、建設コンサルタント業務等 3件、役務及び物品 1件)					
	入札方式	件 名	契約の相手方	契約金額 (千円)	入札者数	落札率 (%)
工 事	一般競争 (政府調達協定適用)	令和3ー6年度 横断道新居見トンネル工事	(株)安藤・間 四国支店	4,538,358	15	92.01
	一般競争 (政府調達協定適用外)	令和3ー4年度 後川田野川堤防漏水災害復旧(その1)工事	(株)田辺豊建設	248,490	5	90.58
	一般競争 (政府調達協定適用外)	令和3ー5年度 外環空港線余戸南跨道橋上部工事	日本ファブテック(株) 大阪営業所	507,100	5	90.70
	随意契約	令和3ー5年度 吉野川水系行川本川砂防堰堤工事	青木あすなろ建設(株) 四国支店	599,500	1	99.97
建設コンサルタント業務等	簡易公募型競争入札	令和3ー4年度 戸川地区設計業務	四国建設コンサルタント(株) 香川支店	13,200	1	87.91
	簡易公募型競争入札	令和3年度 物件移転等標準書(令和4年度版)作成業務	(一社)四国クリエイト協会	7,975	1	95.02
	簡易公募型プロポーザル	令和3年度 鹿野川ダム水中部点検手法検討業務	日本工営(株) 四国支店	17,974	3	100.00
役 務 及び物品	一般競争入札	令和3年度 宇和島国道出張所本線系L3スイッチ製造外	NECネットスアイ(株)	6,710	2	46.00
報告事項	① 指名停止等の運用状況 ② 談合情報等への対応状況 ③ 再度入札における一位不動状況 ④ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況 ⑤ 一者応札の発生状況 ⑥ 不調・不落の発生状況 ⑦ 高落札率の発生状況(工事) ⑧ 四国地整及び事務所ごとの平均落札率					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

1. 抽出案件の審議概要

(1) 一般競争入札（政府調達協定適用工事）

意見・質問	回 答
令和3－6年度 横断道新居見トンネル工事	
●入札者数等について	
入札が25者と多い理由を分析されていたら、教えていただきたい。	分析には至っていないが、本案件のような大規模な工事、額が大きいWTO案件については、大手ゼネコンが一斉に手を上げてくるなど、20者以上の参加があるのが通例的となっている。
他のWTO案件のトンネル工事でも、同じように数が多くて絞っているのか。	過去の応札状況から、多数の参加者が見込まれる工事については、入札説明書に明記したうえで、このような段階的選抜を実施している。
この工事はJVを想定（JVでも参加可能と）していたのか。	JV・単体のいずれも参加可能としていたが、結果はすべて単体での参加だった。
●参加資格確認一覧表について	
「提出する技術提案が適正であること」に○がない者が多いが、それぞれどのような点が適正でないと判断されたのか。	技術提案が不適正ということではなく、一次審査の結果が下位のため選抜されなかった者に「○」がついていないということである。

(2) 一般競争入札（政府調達協定適用外工事）

意見・質問	回 答
令和3－4年度 後川田野川堤防漏水災害復旧（その1）工事	
●分割発注について	
今回の工事はその1で、別途その2工事も発注されているが、工事を2つに分けている理由を説明いただきたい。	今回の工事は災害復旧工事であり早期に復旧させる必要があるが、1件の工事として発注すると1社での施工能力を超えてしまうことから、2件に分けて発注したものである。
令和3－5年度 外環空港線余戸南跨道橋上部工事	
●入札状況について	
入札価格状況一覧表で「参加希望無し」との記載はどのような意味か。	本工事は他工事と2件の一括審査工事で発注しており、本工事には参加を希望せず、本工事以外の工事のみに参加を希望したものである。
入札価格の内訳を見ると、現場管理費に80%未満のところがありOUTと書いてあるが、これは入札手続の中でどのように勘案されるのか。	入札価格が調査基準価格未満でなければ、内訳に基準を下回った部分があっても、適正な工事ができると判断している。一方、入札価格が下回った場合には、内訳をみて審査し、施工体制の確認を行っている。

(3) 随意契約

意見・質問	回 答
令和3－5年度 吉野川水系行川本川砂防堰堤工事	
●技術提案・交渉方式の予定価格設定と落札率について	
優先交渉権者と見積条件や価格の交渉を行い予定価格を作成するとのことだが、相手の言い値だけでなく、その適正性を確保するためにどのようなことを行っているか。 また、落札率が(100%ではなく)99.97%となった原因をどのように分析されているか。	官積算可能な部分は官積算により、見積積算の部分も中身や過程まで詳細に確認し、協議を行ったうえで設定している。官積算と見積積算を併用していることから若干乖離が生じたものと考えている。

(4) 簡易公募型競争入札(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回 答
令和3－4年度 戸川地区設計業務	
●入札辞退の理由について	
入札調書及び技術評価点の結果の表で1者が「入札辞退」となっているが、その理由を教えてください。	該当者は技術提案書を提出していないため「入札辞退」としている。なお、ヒヤリングは行っておらず理由についても承知していない。
●技術評価点の表示について	
技術評価点の結果の表で、技術提案書を提出しなかった者に0点という評価点が付いているが、そこは横線を引くなりするのが正しいのではないかと。また、別の表では逆に、予定技術者の点数が表示されていないが、入札辞退をした者の途中段階の評価をどこまで記載するかということを少し整理して、理解しやすい資料となるよう検討いただきたい。	分かりやすい資料とするよう対応させていただく。
●参加業者数について	
この業務は比較的一般的な業務だと思うが、参加表明があったのが2者(そのうち1者は途中辞退)ということで、そもそも対象としているような会社は何社ぐらいある中での2者だったのかとか、少ないのではないかと、何か考察されていれば教えていただきたい。 (意見・要望) 香川河川国道事務所のコンサルタント業務については、1者応札が多いというところもあるが、契約の相手方も偏りがあるように見えてしまう。類似を合わせると60者ほどあるという中で、もう少し競争原理が働いてもいいのではないかと。引き続き注視して、原因を特定するなどしていただけたらと思う。	本業務の対象者数は、同種業務で21者、類似業務で60者あった。参加者数については、金額規模から近年の傾向をみるとこの程度だろうと考えている。

令和３年度 物件移転等標準書（令和４年度版）作成業務	
●入札者数等について	
入札者が１者しかいなかった原因を分析されていたら、教えていただきたい。	当該業務は補償金の算定に必要な標準的な単価等を作成する業務のため、通常の用地調査等業務における業務内容である用地測量や物件等の調査や算定とは異なる特殊性などが原因と考えられる。
先ほどの業務と同様、地元の産業を育てるというのも役割の一つかと思うので、できるだけいろんな業者に入札に参加いただけるような努力は続けていただきたい。	問題意識を持って検討していきたい。

（５）簡易公募型プロポーザル（建設コンサルタント業務等）

意見・質問	回 答
令和３年度 鹿野川ダム水中部点検手法検討業務	
●技術評価について	
本案件は、特定テーマで満点をとったことが決め手となっているが、どのような点が評価されたのか。	特定テーマ「鹿野川ダムにおける水中での点検手法を検討する際の留意点」について、「点検時の水質等の環境を踏まえた検討に関する記述」や「点検の継続性に関する記述」がされており、その提案内容の実現方法の記載及び類似業務の実績が記載されていることから、高く評価した。
参加した３者の評価について、まず100点満点で採点し、その後200点満点で採点しているが、合計点で判定されるのか、あるいは２段階選抜なのか、二つをどのように使用しているのか教えていただきたい。	参加表明者が多数の場合は、まず参加表明者の経験及び能力、配置予定管理技術者の経験及び能力について100点満点で評価のうえ５者に絞り、提出された技術提案書において配置予定管理技術者の経験及び能力、技術提案書における実施方針や特定テーマへの提案について200点満点で評価をして、最終の順位をつけている。
特定テーマの点数の付け方（段階）について教えていただきたい。	40点の配点なら40点20点0点、20点の配点なら20点10点0点と、基本的に三段階となっている。

（６）一般競争（役務及び物品）

意見・質問	回 答
令和３年度 宇和島国道出張所本線系Ｌ３スイッチ製造外	
●予定価格と調査基準価格について	
予定価格と調査基準価格はどのように見積もったのか。	予定価格については、機器単体費は国土交通省が定めている標準機器等単価を採用し、それとあわせて積算基準に基づき据付調整費などを積算して算定している。調査基準価格については、予定価格に10分の６を乗じて得た額となっている。

落札率が46.0%と低くなった原因はどのように分析しているか。また、調査基準価格を下回ることに問題はないのか。	低入札調査にて聞き取りをした結果、「機器単体費については、以前より取引のある業者から仕入れることにより価格を下げる事ができた。諸経費についても利益を確保した上で安全・良質な工事が可能な価格である」等とのことであった。また、以上の低入札調査の結果、及び納入機器が機器仕様書を満足していることから、調査基準価格を下回っていても安全・良質な施工が可能と判断している。
応札2者の金額が、入札率が低いところで似かよった金額であることに関しては、どのように評価をされているか。	2者ともに今回の役務については受注したいという意志が強かった結果ではないかと判断している。
受注意欲が大きかったという理由も分かるが、それぞれが金額を積み上げた結果、似たような入札金額になったとすると、全国ベースでの積算が四国においては過大だったとは言えないか。今後同様の業務を発注するときに、このような入札結果（実勢価格）を予定価格算定に反映させる見通し等はあるのか。各地整の実績データを国の単価設定に反映させるのが望ましいと思うので、本省にフィードバックする仕組みについて検討してはどうか。	後日、説明させていただく。

(7) その他の事前質問

意見・質問	回 答
今回の抽出案件（令和3－6年度 横断道新居見トンネル工事）では、調査基準価格未満の場合に追加資料の提出がなかったが、他の案件で追加提出はどの程度あるのか。	調査基準価格未満の場合に追加資料の提出があったのは、工事2件、業務0件である。
香川県の入札では積算誤りが発覚したが、四国地方整備局ではそのようなミスを防ぐために何か手立てを講じているか。	積算システムへの入力データの複数人によるチェックを行い、ヒューマンエラーによるミスの発生防止に努めている。また、ミスが発生した場合は、同様のミスが発生しないようにするため、四国地整全体で事例の情報共有を行っている。

2. 指名停止等の運用状況

意見・質問	回 答
調査基準価格未満の場合に追加資料の提出がないことはよくあるとのことだったが、指名停止となった事例のうち、積算の誤りを理由に低入札価格調査の資料提出を辞退したことが不正又は不誠実な行為となるというのは、どのあたりが問題になるのか。	総合評価落札方式においては、履行確実性確認のためのヒアリングや追加資料の提出に応じない者のした入札は無効となり、指名停止の対象とはしていないが、価格競争のみの場合に低入札価格調査への協力を拒否することは、受発注者間において著しく信頼を損なう行為に該当し、不誠実な行為という判断をしている。
総合評価方式の場合は追加資料提出を辞退しても不誠実とはならないが、価格競争のみの場合は、低入札調査を辞退すると不誠実として指名停止になるという、制度上の違いについて、整理のうえ説明いただきたい。	【事後説明】 総合評価方式においても、評価値が確定し落札予定者が決定した後に行う低入札調査に協力しない場合は、不誠実な行為として、価格競争と同様に指名停止を行うこととなる。

3. 談合情報等への対応状況

意見・質問	回 答
特になし	

4. 再度入札における一位不動状況（「価格が最低である入札参加者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況）

意見・質問	回 答
特になし	

5. 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況

意見・質問	回 答
特になし	

6. 一者応札の発生状況、入札者及び技術（企画）提案書提出者が1者の発生状況

意見・質問	回 答
特になし	

7. 不調・不落の発生状況

意見・質問	回 答
特になし	

8. 高落札率の発生状況（工事）

意見・質問	回 答
特になし	

9. 四国地整及び事務所ごとの平均落札率

意見・質問	回 答
特になし	

10. まとめ

1 者応札について、四国の特殊性とか、個別の業務それぞれの事情もあるということは認識しているが、やはり 1 者応札が継続的に続く、また特定の業者による応札や受注が続いていくことに関しては、やはり問題があると思う。できるだけ 1 者応札が少なくなるように、また落札率が95%を上回る案件が多くなりすぎないように、引き続き検討いただきたい。